

いばらきネットモニター 青少年・若者に関する施策についての意識調査結果

1 調査目的

今後の青少年施策を、より青少年・若者の意見を取り入れた内容とするため、県民と特に青少年・若者の青少年施策に対する意識について調査を実施しました。

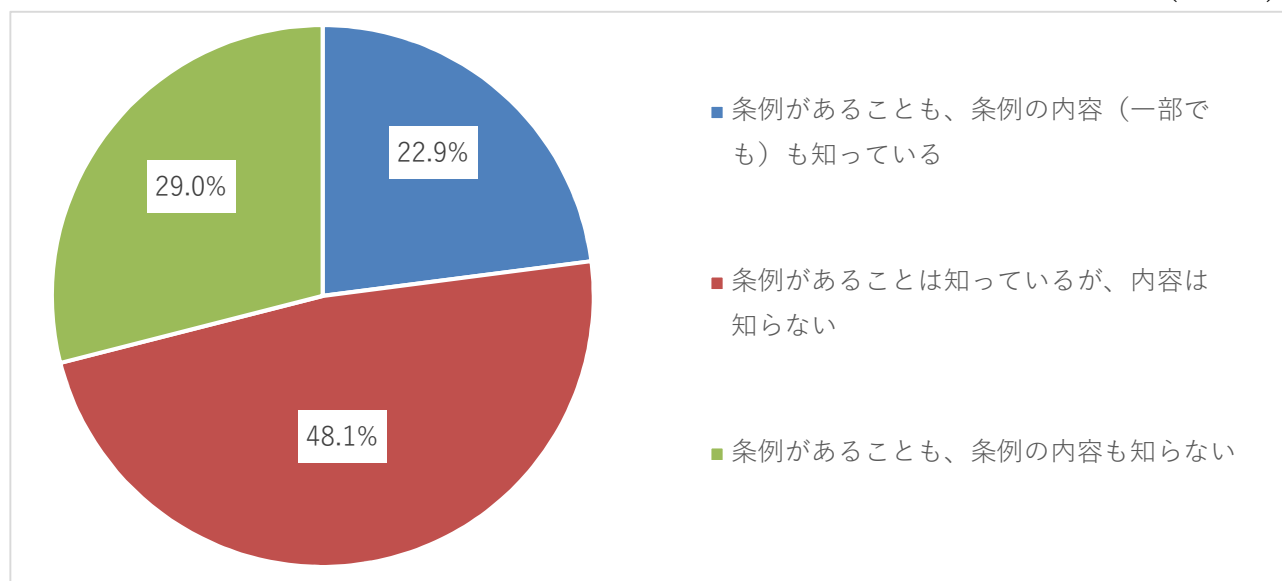
2 結果の概要

- ・茨城県青少年の健全育成等に関する条例の認知度は7割だったが、条例の内容を知っている方は3分の1ほどにとどまる。今後は、内容について効果的な周知方法を考える必要がある。
- ・青少年施策の中で「児童虐待事案への対応」「いじめ対策」が特に関心度が高く、その傾向は自由記述のご意見にも見られた。
- ・若年世代は経済的な余裕がなく、安定した収入を求めている。
- ・35歳以上の方は、青少年・若者の時期に「幅広い分野の情報や物事を見聞きできる手段や機会」が不足していたとの回答が一番多かったが、現在はインターネットの普及である程度解決できており、代わりに情報との正しい向き合い方の教育が必要となる。

【問1】（青少年健全育成条例の認知度）

あなたは、茨城県青少年の健全育成等に関する条例（以下、「条例」という。）を知っていますか。次の中からあてはまるものを1つ選んでください。

(n=780)



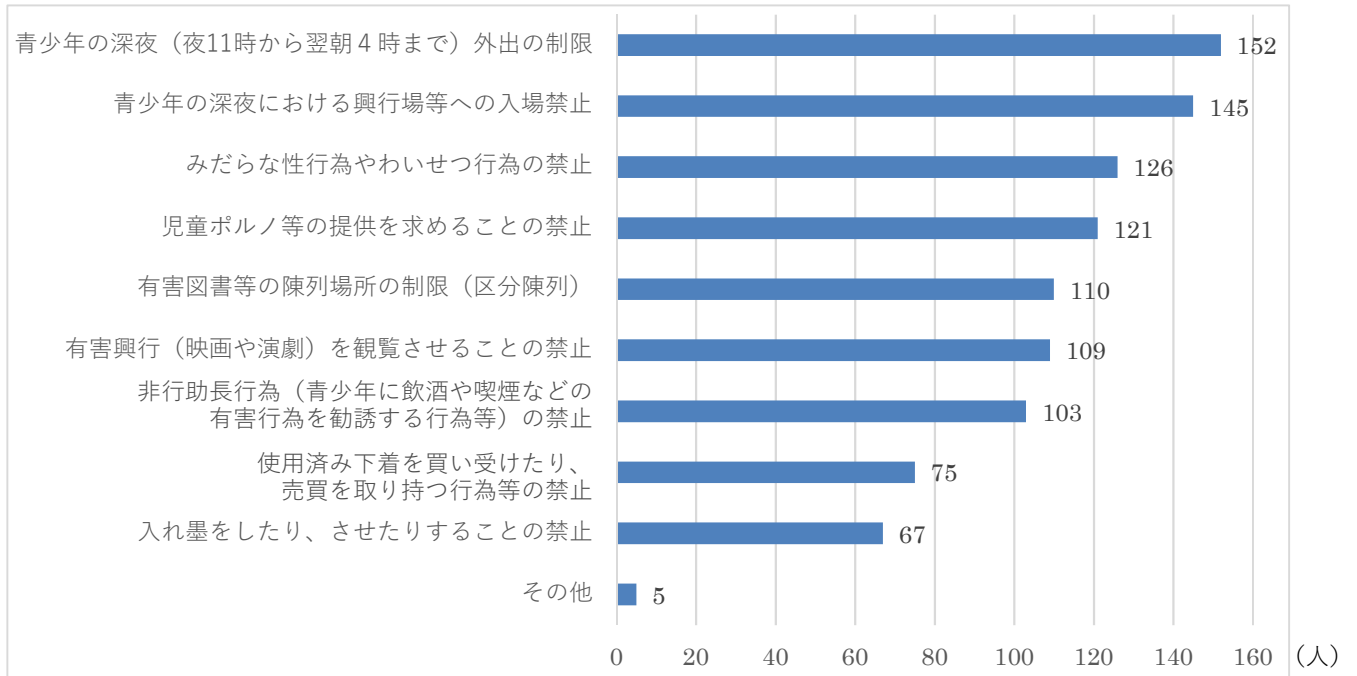
○ 約7割は条例があることを知っていることが分かったが、そのうち内容を一部でも知っている方は3分の1ほどにとどまっている。

【問2】（条例の内容の認知度）

（問1で「条例があることも、条例の内容(一部でも)も知っている」と回答された方へ）

青少年の健全育成を図るための規制について、次の中から知っているものを全て選んでください。

(n=179)



- 「青少年の深夜（夜11時から翌朝4時まで）外出の制限」「青少年の深夜における興行場等への入場禁止」について知っているという回答の方が多かった。
- また、令和3年3月の条例改正にて追加した「児童ポルノ等の提供を求めることの禁止」について知っているという回答したのは、67.6%（回答者全体では15.5%）だった。

（※）条例の内容について、概要をまとめたしおりや啓発チラシを作成しています。

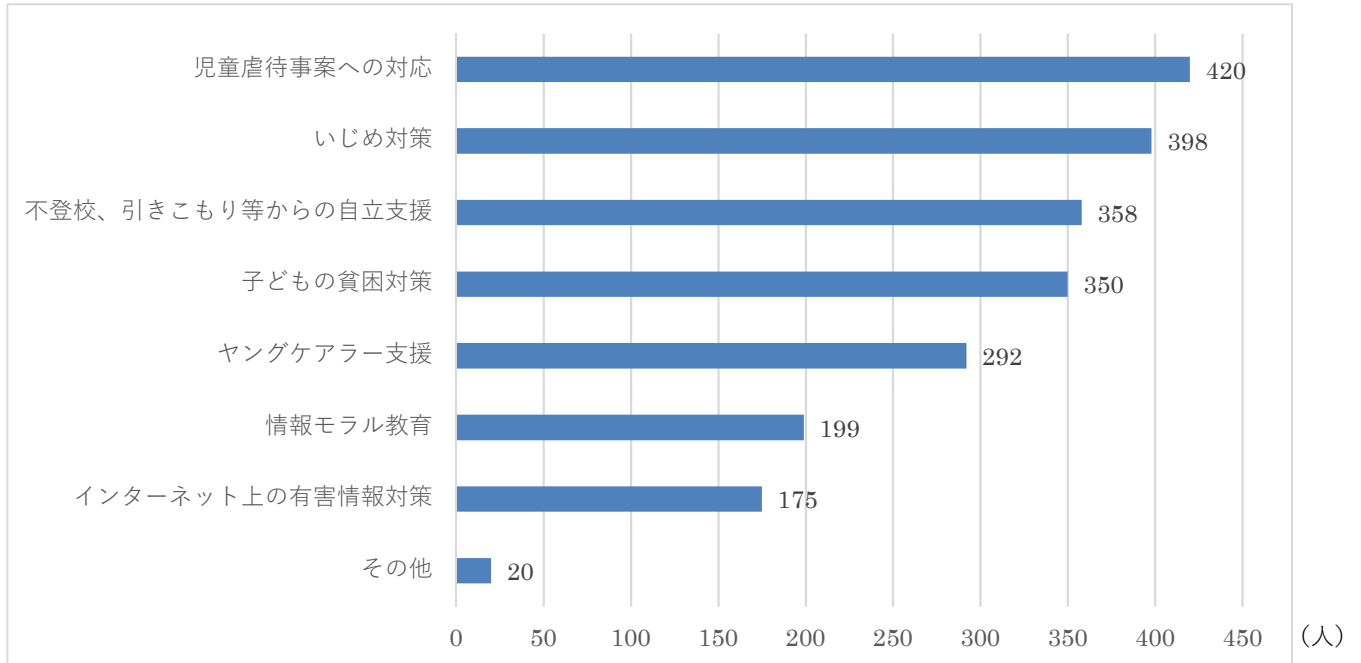
詳しくは、茨城県ホームページをご覧ください。

茨城県 HP：<https://www.pref.ibaraki.jp/bugai/josei/seishonen/jorei-jorei.html>

【問3】（青少年・若者に関する施策への関心度）

青少年・若者（※）をとりまく問題やそれに対する県の施策で、重要だと思うことは何ですか。次の中から、特に重要だと思うものを最大3つまで選んでください。

(n=780)



- 「児童虐待事案への対応」（53.8％）と「いじめ対策」（51.0％）は過半数が重要と回答しており、関心度が高いことが分かる。
- 一方、「情報モラル教育」「インターネット上の有害情報対策」といったインターネット利用に関する項目は、関心度が低い。

（※）青少年・若者とは

青少年健全育成条例第10条に基づく基本計画「いばらき青少年・若者応援プラン」においては、以下を対象としています。

○ 青少年 0歳～おおむね18歳

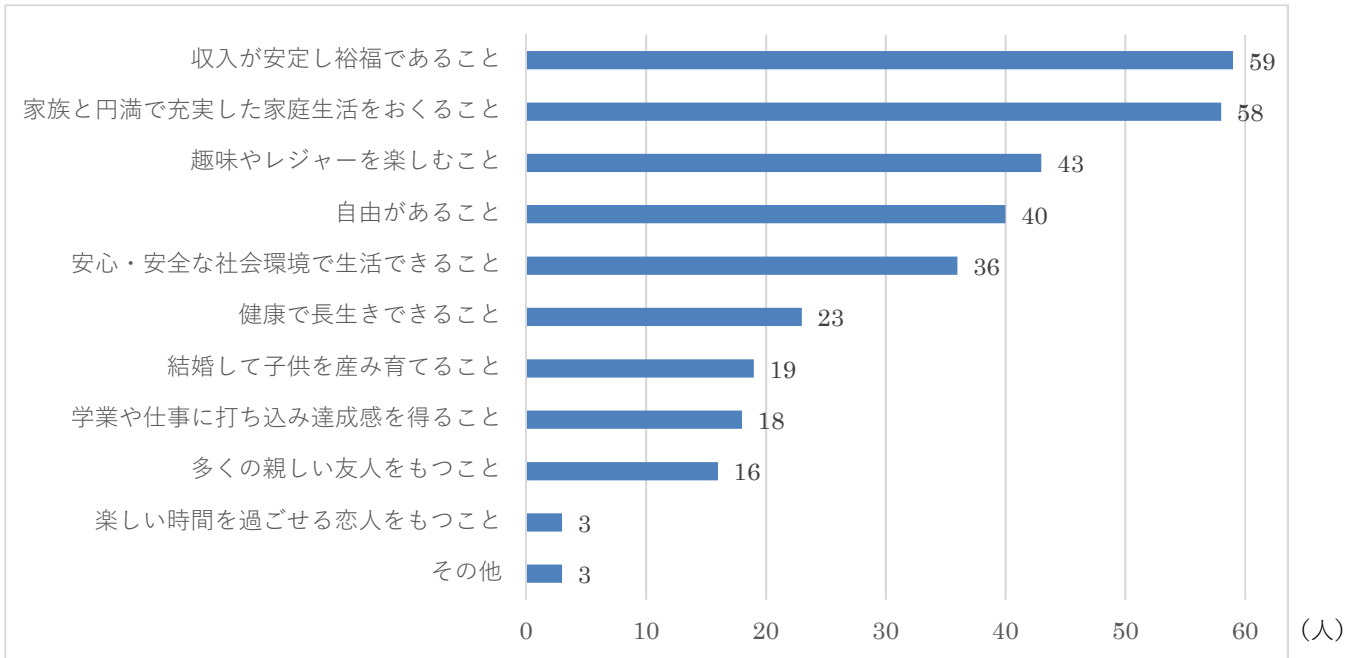
○ 若者 おおむね18歳～おおむね30歳

【問4】（青少年・若者の「幸福」）

（34歳以下の方へ）

あなたは、どのようなことに幸福や将来への希望を感じますか。次の中から最大3つまで選んでください。

(n=108)



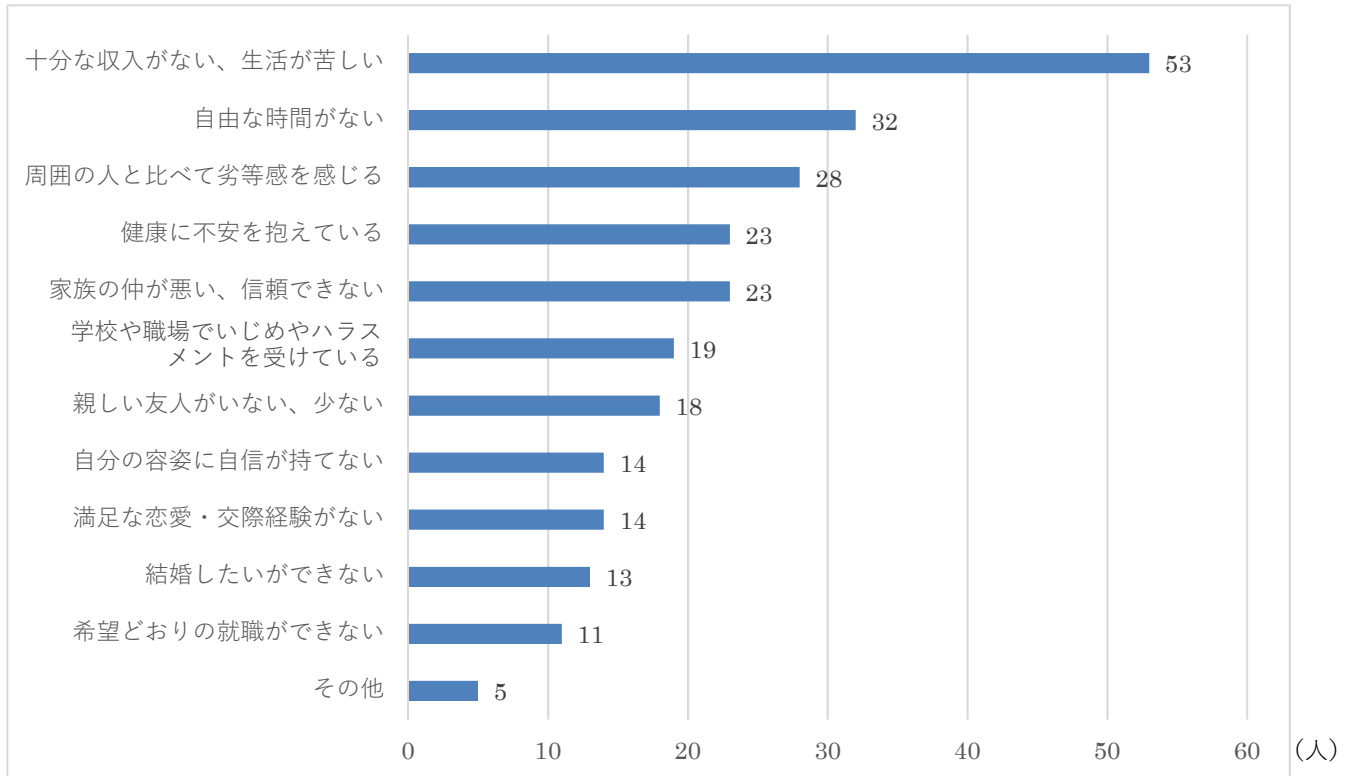
- 一番多い回答が「収入が安定し裕福であること」(54.6%)、続いて多い回答が「家族と円満で充実した家庭生活をおくること」(53.7%)という結果となった。
- それに対し、一番少ない回答が「楽しい時間を過ごせる恋人をもつこと」(2.8%)、二番目に少ない回答が「多くの親しい友人をもつこと」(14.8%)であった。
- まずは「収入」「家庭」という生活面の安定が優先される傾向が見えた。

【問5】（青少年・若者の「困難」）

（34歳以下の方へ）

あなたは、どのような不幸や困難を感じていますか。次の中から最大3つまで選んでください。

（n = 108）



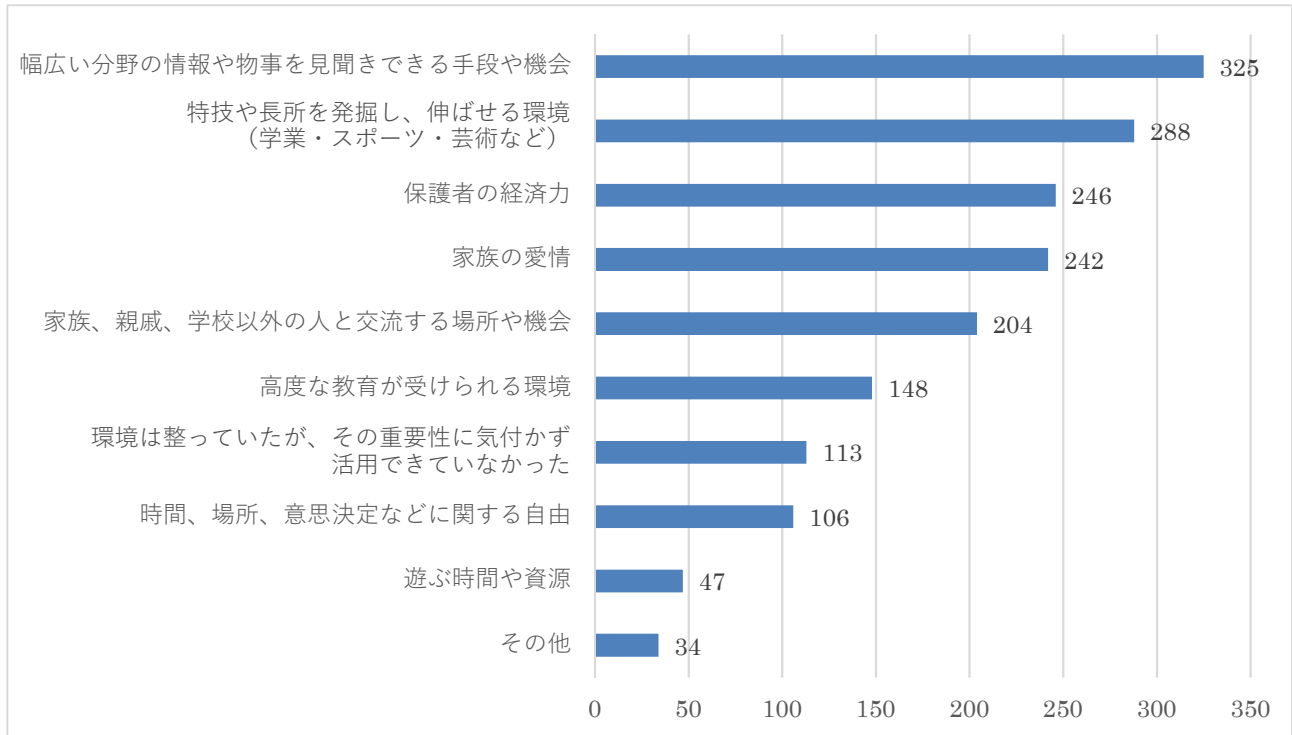
- 「十分な収入がない、生活が苦しい」（49.1％）の回答が突出して多い。問4においても、安定した収入を求める回答が一番多かった結果と併せて考察すると、若年世代には経済的に余裕がないことが推察される。
- その他の回答で多かったのは、「不幸や困難を感じていない」という内容であった。

【問6】（青少年・若者期の生育環境）

（35歳以上の方へ）

あなたが現在をより幸せに過ごしているためには、青少年・若者の頃に何が必要だった、あるいは不足していたと思いますか。次の中から最大3つまで選んでください。

（n = 672）



- 一番多い回答は「幅広い分野の情報や物事を見聞きできる手段や機会」（48.4%）で、半数近くの方が選択した。
 - 「環境は整っていたが、その重要性に気付かず活用できていなかった」と回答した方も17%いた。
- < 「その他」の主な内容 >
- ・ 公的な福祉支援の制度、またはその情報。
 - ・ 雇用、就職環境（40代を中心に）
 - ・ 今は十分に幸せ、不足していたものはなかった。

【問7】（自由記述）

青少年・若者の施策に関するご要望やご意見がありましたら、自由に記載してください。

- ・ 青少年育成の為には愛情が必要だ。家族の愛情はもちろん、周りの人達の協力も必要である。
- ・ 貧困対策。いじめ。普通に生活できる環境があつての、教育であつたりそのさきがある。
- ・ 成人年齢引き下げにより、18歳以上の若者は法的な契約などに自分で責任を取らなければならなくなりましたが、経験や知識の不足により様々な困難に遭遇することが少なくありません。何か問題に巻き込まれた時や家庭内での問題などを気軽に相談できる窓口があると良いと思います。
- ・ 今は、自分が幸せであると感じられる場面が少ないように思います。自己肯定感を育むような取り組みをしていかなければいけないと思います。経済面も、奨学金が大学卒業後就職してから返済していかなければいけないと、大きな借金を抱えたうえで結婚や出産はなかなか難しいと思います。その部分も対策が必要だと思います。
- ・ 貧困家庭や一人親家庭の支援やヤングケアラーの支援を早急にしてほしいです。
- ・ 子どもにも一人一人個性があり、一概に「絶対にこういうやり方でなければならない」というものではないと思います。令和の時代、多様性を容認できる社会にしたほうが生きやすいでしょう。とは言え、守らなければならない常識や道徳が存在することは事実。子どもを抑圧し過ぎることには賛成できませんが、真逆のことも良くないと思います。それを踏まえて、国と地方はルールを作っていくべきでしょう。
- ・ 施策のポスターなどは大人向けのようなのですが、青少年・若者にも分かり易いポスターを掲示した方がよいかと思います。青少年・若者がそもそも条例を知らないため、自分たちが条例違反のことをしている、させられていることを認識できていないこともあるかと思います。条例違反となっている場合に、相談できる連絡先・窓口などの掲載もし、注意喚起を行う、学校での教育を行うことが必要かと思います。
- ・ 悩みを積極的に聞いてあげられる環境を整えてあげて欲しい。
- ・ 親の経済力に関わらず、進学ができるシステム作り、奨学金制度の充実、高校までの授業料無料化の維持。
- ・ 若い世代の方達の環境は親（家庭）次第だと思います。若い方達への援助も大切でしょうが、親世代を教育するべきと考えます。
- ・ 若者だけでなく、雇用の問題は国が取り組むべき最重要課題だと思う。夢を未来に描ける国にしなければ若者は悲観的にしか生きられないと思う。
- ・ ラインや Twitter、Instagram など若者が利用しているツールで情報発信する事が大切だと思います。
- ・ 他者に無関心な国になりつつある。他国ではいじめをする子をカウンセリングする制度が確立されている。いじめる子の抱えている問題に耳を傾けていく必要がある。
- ・ ネット環境が整っていることにより有害な情報に接する機会が増えています。有害な情報から守るための有益情報の提供事業の拡充が求められます。

など 273 件のご意見がありました。

3 調査の概要

(1) 調査形態

調査時期：令和4年11月21日（月）～12月4日（日）

調査方法：インターネット（アンケート専用フォームへの入力）による回答

モニター数：1,158名

回収率：67.4%（780名）

回答者の属性：以下の通り。ただし、百分率表示は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、個々の比率の合計は100%にならない場合がある。

		人数（人）	比率（%）
全体（n）		780	100.0
地域別	県北	61	7.8
	県央	233	29.9
	鹿行	40	5.1
	県南	254	32.6
	県西	57	7.3
	県外	135	17.3
性別	男性	353	45.3
	女性	427	54.7
年齢別	16～19歳	8	1.0
	20～29歳	40	5.1
	30～39歳	133	17.1
	40～49歳	194	24.9
	50～59歳	210	26.9
	60～69歳	120	15.4
	70歳以上	75	9.6
職業別	自営業	63	8.1
	会社員	283	36.3
	団体職員	32	4.1
	公務員	36	4.6
	主婦・主夫	177	22.7
	学生	20	2.6
	無職	95	12.2
	その他	74	9.5

(2) 担当課

茨城県福祉部子ども政策局青少年家庭課（青少年・母子福祉グループ）

電話：029-301-2183 E-mail：seishonen@pref.ibaraki.lg.jp